

猪名川町地域公共交通計画策定について

【報告事項】

●令和３年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

令和３年４月３０日付 交付申請

令和３年５月２６日付 交付決定通知（※次ページ以降参照）

- ・ 補助金対象事業：地域公共交通調査事業（計画策定事業）
- ・ 補助対象経費：7,488,902 円
- ・ 補助金額：2,470,000 円

●令和３年度地域公共交通計画策定支援業務について

- ・ 契約相手方：株式会社建設技術研究所
- ・ 契約金額：7,282,000 円
- ・ 契約締結日：令和３年６月１日
- ・ 履行期間：令和３年６月２日～令和４年３月３１日

※ 昨年度業務（地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務）を町において発注し実施した事業者と同一となります。

様式第 5－2（日本産業規格 A 列 4 番）

近運交交第 2 1 号の 4
令和 3 年 5 月 2 6 日

猪名川町地域公共交通会議
会 長 柳 原 崇 男 殿

近 畿 運 輸 局 長

令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）交付決定通知書

令和 3 年 4 月 3 0 日付けで申請のあった「令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年 5 月 2 6 日付け国総地第 1 4 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業
2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	7,488,902	円	┌	(内訳別紙)
補助金の額	金	2,470,000	円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を掲載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付申請事業

補助対象事業者名 猪名川町地域公共交通会議

(単位 : 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 猪名川町地域公共交通計画策定 【内容】 ・路線バス及びコミュニティバス路線の乗降客調査 ・猪名川町公共交通計画案の作成 ・公共交通利用促進広報誌の発行 ・デマンド交通実証実験における利用状況の検証 ・猪名川町地域公共交通会議開催	着手予定日 : 交付決定日以降 完了予定日 : 令和 4 年 3 月 31 日	7,488,902	2,470,000

(添付書類)

(1) 補助対象経費に係る見積書

(2) その他補助金の交付に関して参考となる書類